

新京都府人権教育・啓発推進計画

□ 平成26年度実施方針 □

(案)

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

第1 策定の趣旨

京都府では、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく施策として「新京都府人権教育・啓発推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、その中で、今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等」を中心として、施策の方向性を示したところである。

「平成26年度実施方針」は、推進計画で示した方向性を踏まえ、また、府政運営の指針である「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現を目指し、平成26年度の人権教育・啓発の取組を推進する上で重点となる基本事項を明らかにするために策定するものである。

第2 平成25年度における人権をめぐる状況

国際連合総会において、国内外での通信傍受や個人データの収集を懸念し、プライバシーの権利が民主的社会の基礎であり、表現の自由や意見をもつ自由の実現のために重要であることを再確認する決議が採択された。また北朝鮮に対しすべての人権と基本的自由の尊重や、拉致被害者の即時帰国の実現を含めた拉致問題の早急な解決等を強く要求した「北朝鮮人権状況決議案」が、前年に引き続き採択された。

国内では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が成立し、関係条約の批准等に向けた法整備がなされた。また「いじめ防止対策推進法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。さらに、非嫡出子の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定が、憲法に違反すると判断した最高裁判所の判決を受け、民法が改正された。

一方で、いじめ・体罰問題や児童虐待事件、配偶者間の暴力やインターネットを利用した人権侵犯事件等が増加するとともに、ハラスメントやメンタルヘルスなど職場環境や賃金等労働者に関わる問題も厳しい状況が続いている。また自殺者が府内では昨年よりも増加し、全国的にも依然として高い水準にあることや、外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われているという問題も発生しており、人の命の尊さや、自分と同じように他人も尊重することの大切さを社会全体で見つめ直すことが強く求められている。

また、近年、インターネットを巡っては、犯罪や自殺などを誘発する場となったり、インターネット上の匿名掲示板や学校非公式サイト（学校裏サイト）、メール等を利用して、特定の個人・集団を中傷するいじめや差別、様々な有害情報が蔓延する状況が見られる。今日の情報社会においては、情報発信におけるモラルの問題や個人情報保護の問題とともに、利用者のメディアリテラシー[※]の向上などを進める必要がある。

京都府においては、「明日の京都」で人権尊重の重要性をすべての施策の基本に位置づけ、人が大切にされるために、つながり、支え合う、人にやさしい社会の実現に向け、関係機関や関係団体等とも連携し、様々な場や機会を通じた人権教育・啓発に取り組み、人権問題の解決に向けた施策を推進している。人権教育・啓発施策については、平成23年度に実施した『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査（以下「府民調査」という。）の結果等を踏まえて、効果的な施策の実施に努めているが、依然として、同和地区の問い合わせ、戸籍謄本等の大量不正取得事件などの人権に関わる問題事象が発生していることから、市町村の事前登録型本人通知制度の導入に係る支援、国や市町村をはじめ関係団体等とも連携した街頭啓発や様々なメディアを活用した啓発活動など人権擁護の

ための取組を進めている。また、世界人権宣言が採択されて65周年の節目を記念して、この宣言の意義を再確認するため、京都市、京都地方法務局及び公益財団法人世界人権問題研究センターとともに「京都アピール」を発表した。

個別の分野においては、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の制定や「京都府いじめ防止基本方針」の策定など新たな取組のほか、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」や「非行少年等立ち直り支援チーム」の取組、認知症対策や看取りプロジェクトを含めた京都式地域包括ケアの推進など福祉の安心づくりや、東日本大震災の復旧・復興へ向けた支援などに継続的に取り組んでいる。

「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」を実現するために、人権尊重の意識を社会全体及び日常生活の中にしっかりと根付かせることが重要であり、新たな課題には柔軟かつ迅速に対応するとともに、持続的に人権教育・啓発の取組を進めていく必要がある。

さらに、私たちの社会は様々な個性、多様な価値観を持った人々で構成されており、誰もが参加でき、暮らしやすい社会の構築が求められていることから、「ユニバーサルデザイン」※や「ソーシャル・インクルージョン」※に基づいた生活環境づくりを進めることが重要である。

※ メディアリテラシー：様々なメディアが伝える内容を鵜呑みにせず、主体的に解説・理解する力をつけること。

※ ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品やサービスをデザインすること。

※ ソーシャル・インクルージョン：社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す考え方。

第3 平成26年度実施方針

京都府における人権教育・啓発については、推進計画に基づき、毎年度、全庁で実施方針、実施計画、実施状況を策定するとともに、府民目線に立って助言・指導を得る仕組みとして設置した「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」から、評価・点検を受けながら各施策に取り組んできた。これまでの取組により、人権教育・啓発施策は、その内容、対象、実施主体などの各方面で拡がり、充実してきた。引き続き、府民調査により把握した課題に留意し、国や市町村との連携を密にするとともに、NPOなど関係団体との協働を一層進めて、府民にとって分かりやすく、より効果的な取組を推進していく。

また、インターネットを悪用した誹謗中傷やプライバシーの暴露などの人権侵害が多発している状況から、地方自治体として取り得る対策について市町村とともに検討を進め、法制度の整備も含めた効果的な対策を国に提案するとともに、プロバイダ業界への対応要請、府民への啓発活動など取組を強化する。

さらに、「ユニバーサルデザイン」、「ソーシャル・インクルージョン」の推進に向けた様々な施策の検討が進められているところであるが、人権の視点に配慮した施策を一層進めていくことが重要である。

このような認識の下、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会」を実現するためには、「人権とは何か」ということや、社会に存在する様々な人権問題について知り、考えることを通じて、生命の尊さ・大切さや、他人も

自分もかけがえのない存在であることなどを、自分自身で実感できるよう、人権教育・啓発を推進することが引き続き必要である。そのため、次の重点事項を踏まえた取組を推進する。

併せて、職員一人ひとりがこの府政の目標をしっかりと認識し、人権教育・啓発事業の企画・立案・実施等を通じて、人権をめぐる諸情勢について一層認識を深めるとともに、「人権教育のための世界計画」第2フェーズ（段階）において公務員等の人権教育が重点に取り上げられている状況も踏まえ、府職員や教職員、消防職員、警察職員等が人権に配慮して業務を遂行できるよう、効果的な研修を実施し、資質の向上に努めるものとする。

1 重点事項

○「みんなで築こう いのちが輝く 人権の世紀を」

－考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心－

子どもをはじめ社会的に弱い立場にある人々が虐待やいじめなどによって犠牲になる痛ましい事件が相次いでいることや、自殺者数が依然として高い水準にあるなど、深刻な状況を踏まえ、21世紀を「人権の世紀」にしたいという願いを思い起こし、府民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、命は何よりも尊いものであるということを基本に、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやりの心を大切にすることが必要である。

○「同和問題の解決を目指そう」

同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、全体としては解消の方向に進んでいるものの、結婚にかかわる問題を中心として様々な意識が存在しており、インターネットなどを使った差別事象、身元調査、土地調査、同和地区の問い合わせなどの問題として顕在化している。府民一人ひとりがこの問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくこと、さらに広く人々相互交流を深め、人権が真に尊重されるコミュニティの形成が必要である。

○「女性の人権を守ろう」

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識などから生ずる種々の男女差別は、家庭や職場で依然として強く残っている。また、さまざまな人権問題により困難な状況におかれている人が、女性であることで更に複合的に困難な状況におかれる場合があることに留意する必要がある。さらに、配偶者等からの暴力や職場におけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）やストーカー、性犯罪などの女性に対する暴力の解消も重要な課題である。少子化や高齢化が進む中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、仕事と子育て・介護等の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男女双方の視点を活かし、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要である。

○「子どもの人権を守ろう」

子どもが被害を受ける犯罪の発生や、いじめ、体罰、虐待、児童買春や児童ポルノのはん濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にある。すべての子どもが一人の人間として最大限に尊重され、守られる必要がある。

○「高齢者の人権を守ろう」

社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、人口のほぼ4人に1人が高齢者になっている。一方、高齢者に対する養護者等による身体的・心理的虐待や、本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待、施設等における身体拘束、またアパートやマンションへの入居拒否等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生している。たとえ寝たきりや認知症になったとしても社会全体で支えられ、個人としてその尊厳が守られて、できる限り自立して生活できるような社会づくりを進めることが必要である。

○「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」

障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否やスポーツ施設の利用拒否、雇用など様々な面で問題が発生している。障害のある人の自立と社会参加を目指し、ユニバーサルデザインやソーシャル・インクルージョンの考え方を社会に浸透させ、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らすことのできる社会にしていくことが必要である。

○「外国人の人権を尊重しよう」

我が国で生活する外国人は増加傾向にあるが、アパートやマンションへの入居拒否など様々な面で問題が発生している。また、歴史的経過から日本で生活している韓国・朝鮮の人々への嫌がらせや脅迫が発生している。今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等が異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「多文化共生社会」の形成を進める必要がある。

○「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

現在、我が国においては、エイズ、ハンセン病をはじめ、感染症に対する正しい知識と理解の不足から、感染症にかかった人々や元患者に対して、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が発生している。噂や風評に惑わされることなく、これらについて正しい知識や認識を持って、共に生きることができると社会を築くことが必要である。

○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって突如として身体的・精神的に困難な状況を強いられるものであり、周辺の人々の興味本位や心ない中傷などによって、更に痛手を被るなど、二次的被害に苦しんでいる。犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、名誉やプライバシーが尊重されるよう配慮し、その尊厳を守っていくことが必要である。

○「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの問題も発生している。ホームレスの人権に配慮しつつ、その自立を支援していくことが必要である。

○「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」

インターネットの普及により、特定個人の誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々な問題が発生している。府民が加害者にも被害者にもならないために、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図り、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための啓発を強化する必要がある。また、子どもたちを有害な情報から守るためのフィルタリングや、インターネットを適切に利用するための知識を一層普及していくことが必要である。

○「個人情報に関する権利や利益を守ろう」

個人情報は個人の権利利益を侵害することがないように適正に取り扱われなければならないが、企業の顧客情報が大量に流出したり、個人情報が商品化されたりする問題や、本人の了解を得ずに調べられた個人情報の内容が結婚や就職に影響するといった問題などが起きている。また、依然として戸籍謄本等の不正取得が発生していることは、興信所等に依頼して他人の身元を調べたいという考え方が社会に厳然と存在していることを示していると考えられる。

このため、個人情報の適正な取扱いの重要性について、改めて府民や調査会社等に広く啓発するとともに、引き続き、市町村による住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得防止に向けた取組を支援していくことが必要である。

○ 「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合については、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになった。しかし、性同一性障害者が社会で生活する上では、様々な不利益を被ったり、偏見や差別を受けたりすることがあることから、性同一性障害について正しい理解を深めていくことが必要である。

2 取組の視点

○ 身近な問題から人権について考えるために

人権の意義や重要性及び人権問題の現状等について、単に知識としての習得にとどまらず、自らにかかわる事柄としての認識を深め、日常生活の様々な場面で、自分と同じように他人も大切にするという態度や言動が自然に表れるような人権感覚を、しっかりと身に付けていくことが重要である。

そのため、基本的人権尊重の理念が日々の生活の中でどのように活かされているか、様々な人権問題が具体的にどのような形で表れているか、などについて理解を深めることに重点を置いて、学習者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材や啓発資料等の開発に努める。また、具体的な人権問題をめぐる現状や課題の背景・要因等进行分析・整理し、様々な情報の発信や人権問題に関する研修等、人権教育・啓発の効果的な手法を工夫し、積極的な取組に努める。

○ 地域の問題として考えるために

個性や価値観の違いを認め合い、誰もがいきいきと生活できる共生社会について具体的に認識を深めるためには、府民が実際に生活している地域の状況に置き換えて考えていくことが有効であり、府民の身近なところで活躍できる指導者の養成に努めるとともに、その活動を支援する。

また、府民の最も身近にあってきめ細かい人権教育・啓発活動を展開する市町村との連携を図り、地域事情に応じて工夫を凝らした研修等の取組を促すとともに、各種補助制度等の活用により、創意ある取組に対して積極的に支援する。

啓発イベント等の人権教育・啓発活動についても、その内容に応じて国、市町村やNPO法人、大学、福祉関係団体、人権問題等の解決に関わっている人たちとの連携・協働を推進し、地域性が高く、親しみやすいものとなるよう努める。

○ 自分自身にできることを考えるために

人権についての理解を深め、更に人権問題の解決に向けて主体的に取り組もうとする意識の形成を促すためには、社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動などを人権尊重の心を培うための学習機会として提供することが大切である。

また、行政だけではなくNPO法人や大学、企業などの民間団体が、多様な観点で自らの特性を活かし、人権尊重理念の普及や人権問題の解決を目指す取組を展開していることを広く周知することも重要である。

そのため、こうした活動が行われていることを府民向けの情報発信の中で積極的に取り上げるとともに、啓発イベントなどにNPO法人、大学、福祉関係団体、人権問題等の解決に関わっている人たちが参加し、お互いに意見交換を行うなど連携・双方向の取組の推進に努める。